

海外情報

マレーシアのラブアン税制の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）

金 親 夕 貴

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、クアラルンプールに派遣されている職員が、マレーシア連邦政府が管轄する連邦直轄領であるラブアン島におけるラブアン事業活動税法（Labuan Business Activity Act 1990）の歴史的な背景と制度の変遷に着目し、現行制度がどのように形成されたかを説明するものである。加えて、ラブアン金融庁（Labuan Financial Services Authority）が公表した戦略的ロードマップや、国際的な税制改革（BEPS2.0）の影響から、今後のラブアンの経済特区としての潜在的可能性や展望について説明する。

なお、本稿の内容は、原則として2024年（令和6年）2月時点において執筆者が入手できた資料を基にしている。

（税大ジャーナル編集部）

キーワード：ラブアン、ラブアン税制、ラブアン法人、ラブアン事業活動税法、マレーシア

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

I	はじめに	2
II	ラブアンの概要	2
1	ラブアンの位置及び概要	2
2	ラブアン国際ビジネス金融センター	3
3	所轄官庁	4
4	ラブアンの事業体	4
5	ラブアン法人の設立方法	6
III	ラブアン税制	7
1	ラブアン税制創設からの変遷	7
2	2019年度税制改正について	10
3	現在のラブアン税制	12
4	税制改正の影響	20
IV	戦略的ロードマップの公表	21
1	ビジネスストリーム	21
2	規制ストリーム	22
3	組織ストリーム	22
V	国際的な税制改革 (BEPS2.0) のラブアンへの影響	22
1	GloBE ルールの概要	22
2	ラブアンへの影響	22
3	今後の展望	23

I はじめに

近年のラブアン事業活動税法 (Labuan Business Activity Act 1990、以下「LBATA」という。)の抜本的な税制改正は、ラブアンにおける事業活動に大きな影響を与えた。経済特区の優遇措置を享受しようとする事業者にとって、LBATA を含むラブアンの法制や取り巻く環境を理解することは不可欠となっている。本稿では、LBATA の歴史的な背景と制度の変遷に着目し、現行制度がどのように形成されたかを説明する。加えて、ラブアン金融庁 (Labuan Financial Services Authority) が公表した戦略的ロードマップや、現在議論されている国際的な税制改革 (BEPS2.0) の影響から、今後のラブアンの経済特区として

の潜在的可能性や展望について説明する。

データ等は、原則として本稿執筆時の 2024 年 2 月時点で入手できたものを用いている。なお、文中における意見及びコメントは、全て筆者の個人的見解である。

II ラブアンの概要

1 ラブアンの位置及び概要

ラブアンはマレーシア連邦政府が管轄する連邦直轄領である。ラブアンはマレー語で「停泊地/港」を意味する言葉に由来し、マレーシア唯一の深水錨地である。アジア地域の主要な航路と空路に位置するラブアンは、実際には 7 つの小さな島々からなり、その中でラブアン島は最大の島である。

ラブアン島は、サバ州の海岸線から 18km、サバ州の州都コタキナバルから 123km に位置する。ボルネオ島の北西沖に位置し、面積は 92 平方 km、推定人口は約 10 万人である⁽¹⁾。

<マレーシア地図>⁽²⁾



2 ラブアン国際ビジネス金融センター

(1) 経緯

ラブアンは、1990年10月1日に国際オフショア金融センターとして宣言されたのち、2008年1月に国際的なステータスの向上を反映するため、全体的なリブランディングとリポジショニングの一環として、ラブアン国際ビジネス金融センター (Labuan International Business and Financial Centre、以下「ラブアン IBFC」という。) に改名された。2010年2月には、ラブアンに新しい法律が制定⁽³⁾され、ラブアンの法的枠組みに大きな変更があった。加えて、経済協力開発機構 (OECD) による有害な租税慣行の撤廃に向けた取組といった世界的な動向に合わせるため、「オフショア」という用語が法律から削除されるなど既存の法律も抜本的に改正された⁽⁴⁾。

ラブアン IBFC は、オフショアからミッドショア金融センターへと発展し、現在はシン

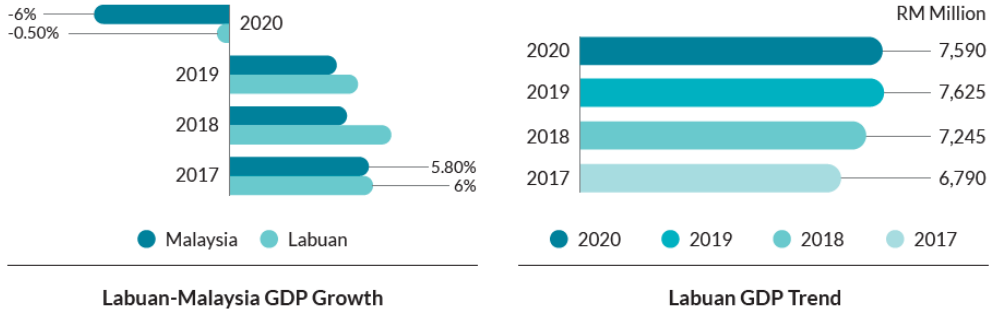
ガポール、香港と並ぶアジア太平洋地域の 3 大国際金融センターの 1 つとして、当該地域における国際金融サービスへの需要の高まりに対応している。

(2) ラブアン経済への貢献

ラブアン IBFC は、ラブアン経済発展の重要な原動力となっている。ラブアンの国内総生産 (GDP) は近年全体として成長傾向にあり、2020年のラブアンの GDP は 75 億 9,000 万リンギットに達した。このうち、ラブアン IBFC の経済貢献は、50 億リンギットに迫る最大の構成要素となった。また、新型コロナウイルスのパンデミックなどの影響により、2020年のマレーシア全体の GDP 成長率は前年比マイナス 6%と大きく低下したが、同年のラブアンの GDP 成長率はマイナス 0.5%の微減にとどまり、マレーシアで最も小さい GDP 縮小率であった⁽⁵⁾。

<ラブアンの GDP 成長率>⁽⁶⁾

CHART 1
Labuan GDP Growth Trends



3 所轄官庁

ラブアン IBFC の規制・監督を担当する法定機関は、ラブアン金融庁である。ラブアン金融庁は、ラブアン金融庁法（Labuan Financial Services Authority Act 1996）に基づき、1996 年に設立された法定機関である⁽⁷⁾。ラブアン金融庁の主な役割は、ラブアン IBFC 内で活動する事業体を認可・規制し、当該事業体が全てラブアンの法令及び国際基準を遵守していることを保証するほか、ラブアン IBFC における事業及び金融サービスの

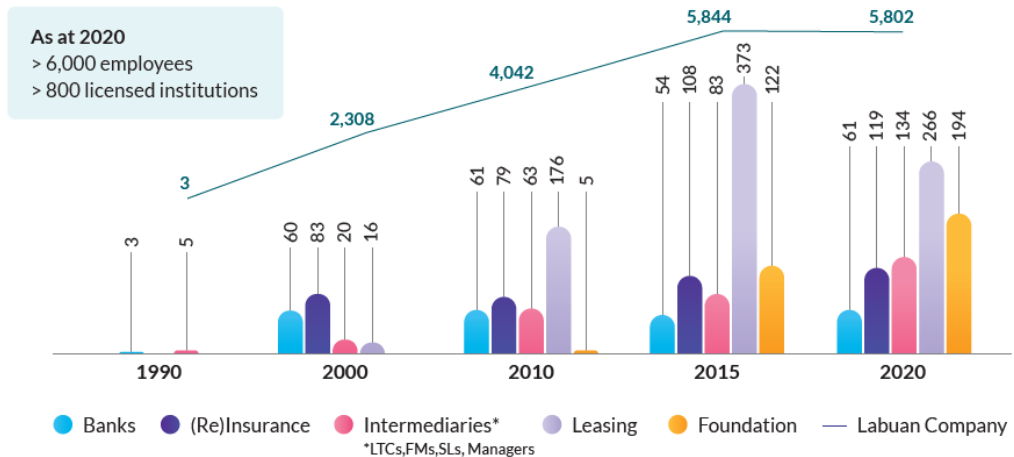
秩序ある実施を確保するための規制方針を策定する⁽⁸⁾。

4 ラブアンの事業体

国際オフショア金融センターが設立された 1990 年当初、ラブアンにはわずか 8 社のライセンス会社⁽⁹⁾と 3 社のラブアン法人⁽¹⁰⁾しか設立されていなかったが、設立から 30 年を経た 2020 年時点では、それぞれ 774 社、5,802 社にまで大幅に増加した。

<1990 年から 2020 年までのラブアン IBFC における事業別トレンド>⁽¹¹⁾

Labuan Business Trends

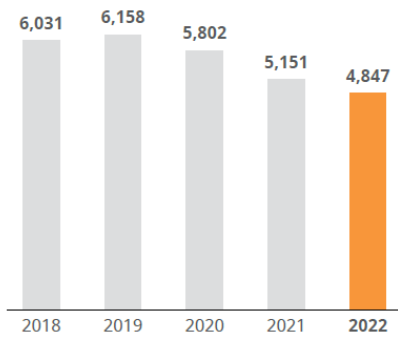


直近5年間のラブアン法人の推移をみると、新型コロナウイルスによる世界的なビジネス活動の低迷の影響を受け、2018年から2021年にかけて、新規設立法人数は減少傾向にあった。ところが、2022年はパンデミックの影響緩和に伴う経済再開を受け、新規設立法人数が前年比17%増の532社と大幅に増加

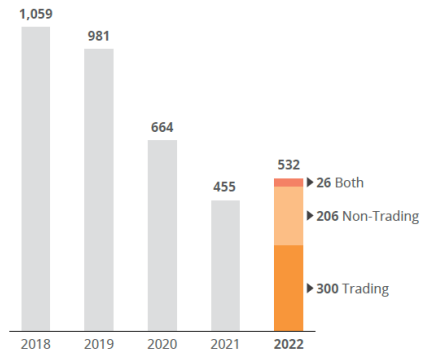
した。このうち、アジア太平洋地域からは24%増加の350件の設立があり、主にシンガポールやインド系企業の新規参入が多数を占めた。2022年末時点で、ラブアンには合計4,847社の法人が事業を展開しており、そのうち、日系企業は241社が進出していることが報告されている⁽¹²⁾。

<2018年から2022年までの法人件数（左）及び新設法人件数（右）>⁽¹³⁾

TOTAL OPERATING COMPANIES



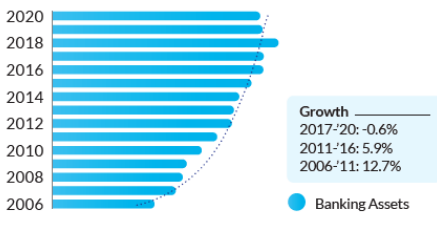
TOTAL NEW INCORPORATIONS



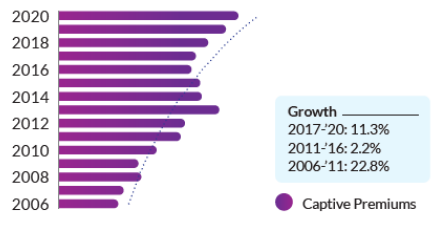
主要のライセンス会社の動向を事業別に見ると、これまで銀行及び（再）保険がそれぞれ安定した成長率でラブアン経済を牽引してきた。しかしながら、近年においてこれらセクターの成長は市場の成熟化を反映して緩や

かな伸びにとどまっている。一方で、キャプティブ保険やデジタル金融ビジネスなどの新興セクターは、高い成長の可能性を示している。

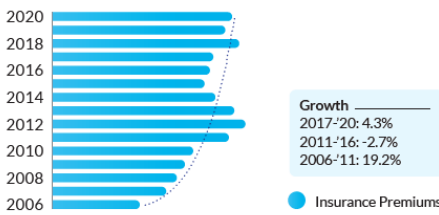
<事業別の傾向>⁽¹⁴⁾



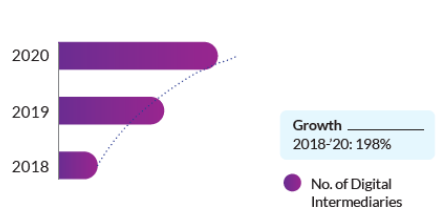
Banking



Captives



(Re)Insurance

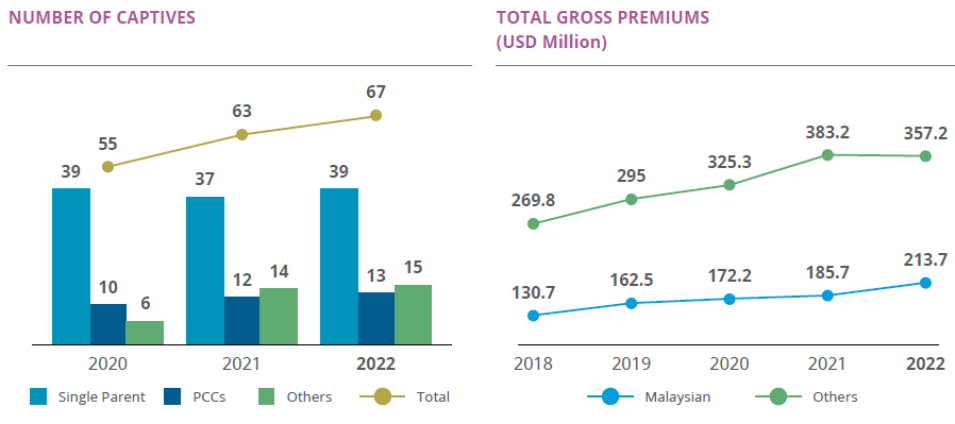


Digital Intermediaries

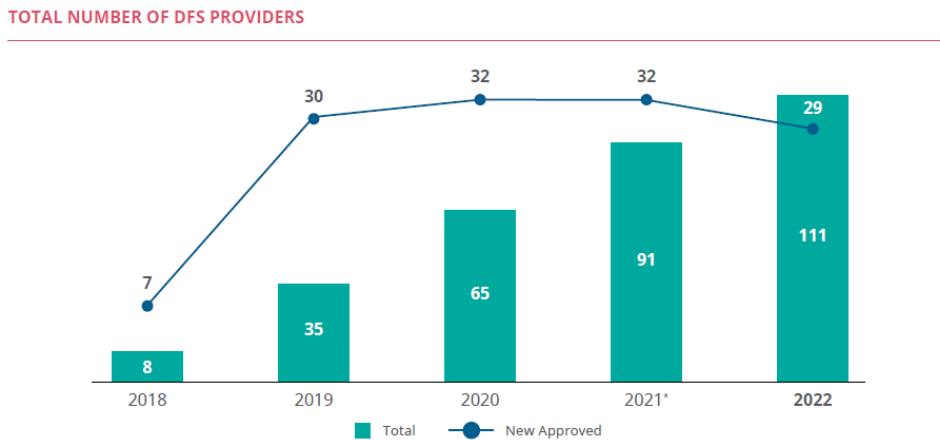
2022年においても、これらの新興セクターは堅調な成長を維持した。具体的には、キャプティブ保険会社数は2020年から12社増え67社となったほか、2018年以降、キャプティブの総保険料収入額は年平均10.7%の増加ペースで推移し、2022年は5億7,090万米ドルに達した。そのうち、国際市場が

62.6%を占めており、その主な源泉はインドネシアと日本であることが報告されている⁽¹⁵⁾。さらに、デジタル金融サービス事業者は29社⁽¹⁶⁾の新規参入があり、総数は前年比22%増の111社となった。デジタル市場はラブアンIBFCで最も急成長しているセクターであるといえる⁽¹⁷⁾。

＜キャプティブ保険会社数(左)、キャプティブ総保険料収入額(右)の推移＞⁽¹⁸⁾



＜デジタル金融サービス事業者数及び新規参入事業者の推移＞⁽¹⁹⁾



5 ラブアン法人の設立方法

ラブアン法人設立の一般的なプロセスは以下のとおりとなっている⁽²⁰⁾。

(1) 申請者は、ラブアンIBFCの法的枠組み、ラブアン会社法に基づくラブアン法人及びその構成員の権限と義務を理解しなければならない。

(2) 申請者は、ラブアン金融庁の認可を受けたラブアン信託会社⁽²¹⁾を指定しなければならない。当該信託会社は、潜在的顧客について独自のデューデリジェンスを実施する必要がある。

(3) 会社名の予約に際しては、以下の条件が適用される。

- イ 申請者は任意の名称を選択することができるが、ラブアン金融庁は、その名称が好ましくない場合、または登録機関が受け入れようとしない名称を含む場合、その名称を拒否する権限を有する。
- ロ 名称は、各国の国語における単語またはその略語を含むものとし、英語による名称の正確かつ証明された表現が提供されなければならない。
- ハ 名称予約の申請料は 50 リンギット。

- ニ 登録機関から 24 時間以内に承認され、名称は 3 ヶ月間予約される。
- (4) 会社設立申請には、次の書類の提出と支払が必要である。
 - イ 設立予定会社の覚書と定款
 - ロ 信託会社による法定遵守に関する宣誓供述書
 - ハ 取締役の同意書
 - ニ 取締役が記入する個別書類
 - ホ 関連費用の支払

<関連費用>⁽²²⁾

料金の種類		手数料	
		リンギット	米ドル
一般料金	会社名義の予約申請	50	15
払込株式資本金	RM50,000 以下	1,000	300
	RM50,000 超 RM1,000,000 未満	2,000	600
	RM1,000,000 以上	5,000	1,500
	外国会社の登記	6,000	2,000
登録料	ラブアン外国法人の登記	6,000	2,000
年間手数料	ラブアン法人	2,600	800
	外資系ラブアン法人	5,300	1,500

- (5) ライセンスを必要とする事業活動を行う場合、設立前に当該事業を行うための事前承認を得なければならない。
- (6) 必要書類の提出と手数料の支払が完了し、ラブアン金融庁が実施するデューデリジェンスプロセスを通過すると、ラブアン法人は 24 時間以内に設立または登録が承認される。

の発展に資するため、これまで数多くの改正が重ねられてきた。近年においては、国際的な税務環境の変化に対応し世界的な潮流に合わせるべく、2019 年に抜本的な税制改正が行われた。本章では、これまでの主な税制改正の経緯から、ラブアンの税制がどのような変遷を辿り、現行の制度が形成されたのかについて説明する⁽²⁴⁾。

Ⅲ ラブアン税制

ラブアンの課税に関する法律は、ラブアン事業活動税法 (LBATA) であり、ラブアン事業体 (Labuan entity)⁽²³⁾が行うラブアン事業活動 (Labuan business activity) に課される税の賦課、評価、徴収について規定している。ラブアン税制は、国際金融センターとして

1 ラブアン税制創設からの変遷

(1) LBATA 創設時の概要

LBATA は制度の創設当初、ラブアンオフショア事業活動税法 (Labuan Offshore Business Activity Tax Act 1990、以下「LOBATA」という。) という名称で 1990 年 10 月 1 日に施行され、1991 賦課年度の課税

から適用された。

オフショア事業活動（offshore business activity）⁽²⁵⁾の定義は、オフショア法人（offshore company）⁽²⁶⁾が非居住者または他のオフショア法人との間で、ラブアンを経由する、マレーシア通貨以外の通貨で行われる商業活動（offshore trading activity）⁽²⁷⁾または非商業活動（offshore non-trading activity）⁽²⁸⁾をいい、石油関連事業や海運業は除外すると規定されていた⁽²⁹⁾。また、銀行及び保険事業を行う法人については、居住者⁽³⁰⁾とマレーシア通貨の取引が認められた⁽³¹⁾。

ここでいうオフショア法人とは、オフショア会社法（Offshore Companies Act 1990）⁽³²⁾に基づき設立された法人であり、同法に基づき登録された外国オフショア法人及びオフショア信託も含まれる⁽³³⁾。

商業活動とは、銀行、保険、トレーディング、マネジメント、ライセンス供与及び非商業活動以外の活動である⁽³⁴⁾。原則として、商業活動を行うオフショア法人は、監査済財務諸表の純利益に対して3%の税率で課税される⁽³⁵⁾。また、オフショア法人は選択により、1年間の納税額を固定税率 20,000 リンギットで評価することもできる。この選択をする場合、オフショア法人は所定の様式で法定申告書を提出する必要がある⁽³⁶⁾。また、基準期間がないオフショア法人は、賦課年度に対して固定税額 20,000 リンギットが課税され、賦課年度の開始から3ヶ月以内に所定の法定申告書を提出する必要がある⁽³⁷⁾。

非商業活動とは、オフショア法人が自己のために行う、証券、株式、貸付金、預金及び不動産への投資の保有に関する活動である⁽³⁸⁾。非商業活動を行うオフショア法人は、課税対象とならない⁽³⁹⁾。

オフショア法人が商業活動と非商業活動の両方を行う場合、商業活動を行っているのみなされ、監査済財務諸表の純利益に対して3%の税率で課税される⁽⁴⁰⁾。

なお、オフショア法人のうち、オフショア事業活動以外の活動、認可を受けたマレーシアのオフショア銀行が行う銀行事業及びマレーシアのオフショア保険会社が行う保険事業は所得税法（Income Tax Act 1967）が適用される⁽⁴¹⁾。これは、マレーシア国内の銀行や保険会社が LOBATA の優遇措置を享受できるのは、支店ではなく、子会社を通じてオフショア事業を行う場合に限られることを意味する。

(2) ラブアン（オフショア）事業活動の定義の変遷

イ 1992 賦課年度以降

商業活動を行うオフショア法人は、会社登記官に 20,000 リンギットの事務手数料を支払っている場合、課税されないという規定が導入された。事務手数料は3月31日までに支払った上で、所定の法定申告書を内国歳入庁長官（以下「税務長官」という。）に提出しなければならない⁽⁴²⁾。なお、この方法は1999 賦課年度以降、廃止となった⁽⁴³⁾。

ロ 1996 賦課年度以降

オフショア事業活動に石油関連事業が含まれることとなった。これは、ラブアンを石油探査やその他の活動の拠点として利用する石油探査会社を誘致することを目的として改正された⁽⁴⁴⁾。さらに、マレーシア国内企業への出資に係る承認を得ているオフショア法人はマレーシア通貨での投資が認められることになった⁽⁴⁵⁾。

ハ 1999 賦課年度以降

オフショア事業活動の定義が拡大され、マネー・ブローカーやリース事業について、従来認められていなかった居住者との取引が、一定の要件の下で対象に含まれることとなった。さらに、居住者やマレーシア通貨による取引についても、大臣の承認を条件として適用対象に含まれることになった。また、オフショア事業活動から除外されていた「海運業」の定義が追加され、定期用船（time charter）と航海用船（voyage charter）が含

まれることとなった⁽⁴⁶⁾。したがって、裸用船 (bareboat) ベースでの船舶チャーターがオフショア事業活動に該当することになった⁽⁴⁷⁾。

ニ 2004 賦課年度以降

「オフショア法人」の定義が拡大され、認可を受けたマレーシアのオフショア銀行⁽⁴⁸⁾及びオフショア・リミテッド・パートナーシップが対象に含められた⁽⁴⁹⁾。前者については、従来、その所得について所得税法を適用すると規定されていたが、この改正によりLOBATAの適用が可能となった。

ホ 2008 賦課年度以降

2008 賦課年度より、オフショア法人は、取消不可の選択をすることで、オフショア事業活動から生じる所得に対して、LOBATAの代わりに所得税法を適用できるようになった。この選択は、各賦課年度の基準期間開始日から3ヶ月以内に税務長官に対して申請する必要がある⁽⁵⁰⁾。

ヘ 2010 年 2 月 11 日以降

2010 年度の税制改正では、従来のラブアンオフショア事業活動税法 (LOBATA) がラブアン事業活動税法 (LBATA) に改称された。法令上の「オフショア」の文言が全面的に削除され、国際的な税務透明性への取組に対応する形で改正が行われた。LBATAの施行日以降に、LOBATAを参照する法令がある場合、LBATAを参照したものと解釈される。

また、新たに「ラブアン事業体 (Labuan entity)」の定義が設けられ、LBATAの適用対象を包括的に指す用語として用いられることとなった。

加えて、従来ラブアン事業活動の対象外とされてきた海運業や、所得税法が適用されていたマレーシアのオフショア保険会社による保険事業が、ラブアン事業活動の対象となった⁽⁵¹⁾。これにより、所得税法の適用対象となるのは、ラブアン事業体によるラブアン事業活動以外の活動及び所得税法の適用をしたラ

ブアン事業体の活動の2つの場合となった。

ト 2017 年 1 月 17 日以降

「ラブアンの事業活動」における居住者取引及びマレーシア通貨の使用に関する例外規定が改正された。従来、マレーシア国内企業への出資に係る承認を得たラブアン事業体はマレーシア通貨での投資が認められていたが、改正後は株式保有に限定されることとなった。

また、非商業活動の定義が改正され、不動産投資の保有に関してラブアンに所在する不動産に限り、非商業活動の対象とされることとなった⁽⁵²⁾。したがって、ラブアン域外に所在する不動産保有に係る所得は、非商業活動ではなく商業活動から生じたものとみなされることとなった。

(3) 租税条約に基づく情報交換

ラブアンは、OECDの情報交換基準に対応する形で、秘密主義を排し、透明性と実質的活動の必要性を重視している。2017年12月30日以降、租税条約及び税務情報交換に関する規則を制定する権限が財務大臣に付与された⁽⁵³⁾。マレーシア政府とOECDとの間で、租税条約に基づく情報交換を自動的に行えることにより、より効果的な徴税が可能となり、ラブアン事業体が国際的な課税基準に準拠することが保証された。

(4) その他の優遇措置

過去に実施されていたその他の優遇税制については次のとおりとなっている。なお、いずれの優遇措置についても、ラブアン金融庁が発行した2020年12月4日付の通知により、今後延長がないことが周知されている。

イ 適格専門サービス所得の優遇措置 (1992 ~ 2020 賦課年度)

1992年から1997年の各賦課年度において、ラブアンにてオフショア法人に法律、会計、財務、秘書サービス等の専門的なサービスを提供する者は、調整所得の50%が免税となった⁽⁵⁴⁾。1997年から2010年の各賦課年度においては、法定所得の65%が免税となった

⁵⁵⁾。さらに、2011年から2020年の各賦課年度において、ラブアンで提供される適格専門サービス（法律、会計、財務、秘書サービス）から得られる法定所得の65%の免税措置が継続された⁵⁶⁾。

ロ 外国人管理職への優遇措置（1992～2020 賦課年度）

1992年から2010年の各賦課年度において、ラブアンで管理職として勤務する非居住者の給与所得の50%が免税された⁵⁷⁾。また、1998年から2010年の各賦課年度において、ラブアン信託会社に管理職として勤務する非居住者も同様の免税措置の対象とされた⁵⁸⁾。2011年から2020年の各賦課年度において、ラブアン事業体、併設事務所⁵⁹⁾またはマーケティングオフィス⁶⁰⁾において非マレーシア国籍の管理職が受領する給与所得の50%の免税が適用された⁶¹⁾。

ハ 居住者への優遇措置（1998～2020 賦課年度）

1998年から2010年の各賦課年度において、公共部門及びラブアン法人に勤務する居住者の住宅手当及び地域手当の総額の50%が免税となった⁶²⁾。2011年から2020年の各賦課年度において、ラブアン事業体に雇用されるマレーシア国籍を有する者が受領する住宅手当及び地域手当の総額の50%が免税となった⁶³⁾。

2 2019年度税制改正について

(1) 背景

マレーシアは税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting: BEPS）の対応のため、OECDが定める国際課税基準であるBEPS行動計画の実施を公約している。

この公約の下、マレーシアはOECDのBEPS包摂的枠組みに準加盟国として正式に参加した。

BEPS行動5は有害な租税慣行への対応を目的としており、有害税制フォーラム

（Forum on Harmful Tax Practices: FHTP）では、各国の優遇税制について他国の課税基盤に悪影響を与える特徴を有していないか評価している。マレーシアが提供している優遇措置についても、BEPSリスクの観点から評価の対象とされた。FHTPによる指摘を受け、マレーシアはBEPS行動計画5に対応するため、2019年度税制改正⁶⁴⁾において、ラブアン税制を含む優遇税制の改正を実施した。これにより、マレーシア税制はOECDの基準に合致していると評価された⁶⁵⁾。

ラブアン税制に関する主な税制改正は次のとおりとなる。

(2) 税制改正の主な内容

イ ラブアン事業活動の定義の改正

(4) 居住者・マレーシア通貨に係る取引制限の撤廃

従前、ラブアン事業活動の定義においては、居住者との取引やマレーシア通貨による取引は限定的な場合を除き、原則認められていなかったが、本改正により、2019年1月1日から当該取引制限が撤廃され、居住者とマレーシア通貨を利用した取引が可能になった⁶⁶⁾。

(ロ) 実体要件の導入

本改正により、2019年1月1日からラブアン事業活動の定義に実体要件が導入された。具体的には、商業活動及び非商業活動の別に、常勤従業員の雇用や年間運営経費の支出といった要件が規則により定められた⁶⁷⁾。ただし、株式保有のみを行う資産保有会社（以下「純粹持株会社」という。）は、従業員数要件が免除される⁶⁸⁾。なお、非商業活動については、2021年1月1日から経営管理要件も追加される⁶⁹⁾。居住者とのマレーシア通貨による取引の規制緩和の一方で、実質的な経済貢献の確保と税制面での強化が図られた。

なお、実体要件を満たさない場合、LBATAの規定に基づき監査済財務諸表における純利益（2020 賦課年度以降、当該純利益を「課税対象利益」という。）に対して24%の税率で

課税される。これは 2020 賦課年度から適用される⁽⁷⁰⁾。

ロ 固定税額の廃止

従前、商業活動を行うラブアン事業体は、監査済財務諸表の純利益に対して3%の税額または取消不可の選択により固定税額 20,000 リンギットのいずれかにより課税されていた。本改正により、2020 賦課年度から固定税率 20,000 リンギットを納税する選択は廃止された。今後、商業活動を行うラブアン事業体（商業活動及び非商業活動の両方の事業を行う法人も含む。）は、課税対象利益に対して3%の税率で税務申告を行う必要がある⁽⁷¹⁾。

ハ ロイヤルティ及び商業目的の知的財産権からの収入の取扱

本改正により、2019 年 1 月 1 日から、ラブアン事業体が受領するロイヤルティ及び商業目的の知的財産権からの収入は LBATA の課税対象利益から除外され、所得税法に基づき課税されることとなった⁽⁷²⁾。なお、LBATA の実体要件を満たさないラブアン事業体が受領するロイヤルティ等の収入についても、上記と同様の取扱となる⁽⁷³⁾。

ニ 基準期間がないラブアン事業体の固定税額の廃止

従前、商業活動を行うラブアン事業体で基準期間がない場合、賦課年度については一律に固定税額 20,000 リンギットが課税され、賦課年度の開始から3ヶ月以内に所定の法定申告書を提出する必要があった。本改正によ

り、2020 賦課年度から、ラブアン事業活動を行うラブアン事業体で基準期間がない場合、固定税額 20,000 リンギットが課税されないこととなった。加えて、税務長官が当該事業体の基準期間を指定することができるようになった⁽⁷⁴⁾。

ホ 所得税法の変更点

(イ) 居住者からラブアン事業体に対する支払に係る損金算入の制限

本改正により、ラブアン事業体は居住者とマレーシア通貨で取引することができるようになった一方で、居住者からラブアン事業体への支払について、損金算入できる金額の制限規定が追加された⁽⁷⁵⁾。具体的には、2019 年 1 月 1 日から、利子及びリース料の否認割合が 33%、その他の経費が 97%否認される⁽⁷⁶⁾。2021 年 1 月 1 日から、利子及びリース料の否認割合が 25%に引き下げられた⁽⁷⁷⁾。

(ロ) 「ラブアン法人」の定義の合理化

2019 年 1 月 1 日から、所得税法における「ラブアン法人 (Labuan company)」の定義が LBATA 第 2B(1)条に規定されるラブアン事業体を指す旨改正された⁽⁷⁸⁾。

ラブアン事業体には、同法別表に記載された全ての事業体、例えば、ラブアン法人、ラブアン財団、ラブアン信託等が含まれ、これらの事業体は各法律で定義されている。所得税の定義の改正により、ラブアンに関連する各法律で使用されている定義が合理化された。

<2019 年税制改正の改正前後対比表>

改正事項	改正前	改正後 ^(注1)
ラブアン事業活動の定義の改正① ➢ 居住者・マレーシア通貨の取引制限	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取引対象 非居住者,他のラブアン事業体 ➢ 取引通貨 マレーシア通貨以外の通貨 ➢ 例外 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取引対象 居住者と取引可能 ➢ 取引通貨 マレーシア通貨による取引可能

	銀行,保険等は居住者とマレーシア通貨による取引可能													
ラブアン事業活動の定義の改正② ▶実体要件の導入		▶ 実体要件 ・ 商業活動 ①常勤従業員要件 ②年間運営経費の支出要件 ・ 非商業活動 上記①②+③経営管理要件(注2) ・ 純粹持株会社 上記②③(注2) ▶ 実体要件の不遵守 課税対象利益(注3)に 24%課税(注4)												
固定税額の廃止	▶ 商業活動を行うラブアン事業体 ①純利益に 3%課税,または ②固定税額 RM20,000	課税対象利益に 3%課税(注4)												
ロイヤルティ・商業目的の知的財産権からの収入	▶ LBATA の対象	▶ LBATA に基づく課税対象利益から除外 ▶ 所得税法の課税対象												
基準期間がないラブアン事業体の取扱	▶ 固定税額 RM20,000	▶ DG は基準期間の指定可能 ▶ 課税対象利益に 3%課税(注4)												
所得税法の改正① ▶ 居住者からラブアン事業体への支払に係る損金算入の制限		▶ 損金算入の否認割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019.1.1</th> <th>2021.1.1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払利息</td> <td>33%</td> <td><u>25%</u></td> </tr> <tr> <td>リース料</td> <td>33%</td> <td><u>25%</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>97%</td> <td>97%</td> </tr> </tbody> </table>		2019.1.1	2021.1.1	支払利息	33%	<u>25%</u>	リース料	33%	<u>25%</u>	その他	97%	97%
	2019.1.1	2021.1.1												
支払利息	33%	<u>25%</u>												
リース料	33%	<u>25%</u>												
その他	97%	97%												
所得税法の改正② ▶ 所得税法「ラブアン法人」の定義	"ラブアン法人"とは、 <u>ラブアン会社法等の法律</u> により設立されたラブアンの法人を意味する	"ラブアン法人"とは、 <u>LBATA s2B(1)</u> に規定されるラブアン事業体を意味する												

- (注) 1 2019年1月1日から適用。
 2 2021年1月1日から適用。
 3 2020賦課年度以降、監査済財務諸表の純利益を「課税対象利益」という。
 4 2020賦課年度から適用。

3 現在のラブアン税制

上記2の税制改正を経て、現在のラブアン税制は次のとおりである。

(1) 課税対象

LBATA に基づく優遇税率は、ラブアン事業体が行うラブアン事業活動に対して適用される⁽⁷⁹⁾。ラブアン事業活動以外の活動を行うラブアン事業体は、引き続き所得税法が適用

される⁽⁸⁰⁾。

イ ラブアン事業体

ラブアン事業体とは以下に列挙されたもののうち、所定の実体要件を満たす法人をいう⁽⁸¹⁾。

- (イ) ラブアン会社法に基づき設立されたラブアン法人（外国ラブアン法人⁽⁸²⁾を含む。）
- (ロ) ラブアン財団法（Labuan Foundations Act 2010）に基づき設立・登録されたラブアン財団（Labuan foundation）
- (ハ) ラブアン・イスラム金融サービス証券法（Labuan Islamic Financial Services and Securities Act 2010）に基づき設立・登録されたラブアン・イスラム財団（Labuan Islamic foundation）
- (ニ) ラブアン・イスラム金融サービス証券法に定義されるラブアン・イスラム・パートナーシップ（Labuan Islamic partnership）
- (ホ) ラブアン・リミテッド・パートナーシップ及びリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法（Labuan Limited Partnerships and Limited Liability Partnerships Act 2010）に基づき設立・登録されたラブアン・リミテッド・パートナーシップ（Labuan limited partnership）
- (ヘ) ラブアン・リミテッド・パートナーシップ及びリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法に基づき設立・登録されたラブアン・リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ（Labuan limited liability partnership）
- (ト) ラブアン・イスラム金融サービス証券法に定義されるラブアン・イスラム信託（Labuan Islamic trust）
- (チ) ラブアン信託法（Labuan Trusts Act 1996）に定義されるラブアン信託（Labuan trust）
- (リ) ラブアン・イスラム金融サービス証券法に定義されるマレーシアのイスラム銀行（Malaysian Islamic bank licensee）

- (ヌ) ラブアン金融サービス証券法（Labuan Financial Services and Securities Act 2010）に定義されるマレーシアの銀行
- (ル) ラブアン金融庁法（Labuan Financial Services Authority Act 1996）に定義されるラブアン金融機関（Malaysian bank licensee）
- (レ) LBATA 第 2B(2)条に基づき、大臣がラブアン事業体であると宣言した者

ロ ラブアン事業活動

ラブアン事業活動はラブアンを経由して行われる、商業活動または非商業活動で、法律の違法行為とされる活動を除くものとして再定義された⁽⁸³⁾。ラブアン事業体は現在、マレーシア通貨での取引及びマレーシア居住者との取引が可能である。

ハ 商業活動

商業活動には、銀行、保険、トレーディング、マネジメント、ライセンス供与、海運、非商業活動に含まれないその他の事業活動が含まれる⁽⁸⁴⁾。

ニ 非商業活動

非商業活動は、証券、株式、ローン、預金またはラブアンに所在するその他の資産⁽⁸⁵⁾への投資保有に関する活動をいう⁽⁸⁶⁾。

ホ 実体要件

ラブアン事業活動（商業活動または非商業活動）を行うラブアン事業体は、2019年1月1日から、ラブアンに適切な数の常勤従業員を雇用し、ラブアンにおいて適切な年間運営経費の支出があることの2つの実体要件を満たす必要がある⁽⁸⁷⁾。更に、非商業活動を行うラブアン事業体は、2021年1月1日から経営管理要件を満たす必要がある。

なお、実体要件の具体的な事項は、規則⁽⁸⁸⁾に規定されており、事業により要件が異なる。

(イ) 常勤従業員

常勤従業員には、少なくとも管理職の役員1名、正社員または契約社員として雇用される非管理職及び事務職等のその他の従

業員を含むものとする⁽⁸⁹⁾。

(ロ) 年間運営経費

年間運営経費には、給与、ラブアン金融庁に支払う専門・法定手数料が含まれるが、減価償却費、減損損失、貸倒引当金繰入額は含まれない⁽⁹⁰⁾。

(ハ) 純粋持株会社の要件免除

純粋持株会社とは、株式投資を保有し、配当及びキャピタル・ゲインを得る活動を行う会社をいう⁽⁹¹⁾。

純粋持株会社は、2019年1月1日以降、上記(イ)の常勤従業員要件への準拠が免除される⁽⁹²⁾。

(ニ) 経営管理要件

非商業活動を行うラブアン事業体の所得は課税対象とならないが、優遇措置を享受

するために、2021年1月1日以降、上記(イ)及び(ロ)の実体要件に加え、経営管理要件を以下のとおり満たす必要がある⁽⁹³⁾。

- ・ 1年間に少なくとも1回の取締役会がラブアンで開催されること。
- ・ ラブアンに登記事務所があること。
- ・ ラブアンの信託会社をラブアンの常駐秘書役として任命すること。
- ・ ラブアンにて議事録を含む会計及び業務記録を保管すること。

したがって、純粋持株会社は、2019年1月1日からラブアンでの年間運営経費要件（最低 20,000 リンギット）を満たす必要がある一方で、2021年1月1日から年間運営経費要件に加え、経営管理要件にも準拠する必要がある。

<実体要件の適用関係>

要件	商業活動	非商業活動	
			純粋持株会社
常勤従業員	○	○	免除
年間運営経費	○	○	○
経営管理 ^(注2)	○	○	○

(注) 1 業種ごとの詳細は、Labuan Business Activity Tax (Requirements for Labuan Business Activity) Regulations 2021, PU(A) 423/2021 に記載されている。

2 経営管理要件は 2021 年 1 月 1 日から準拠を求められる。

(ホ) 実体要件の不遵守

実体要件(2021年1月1日以降は経営管理要件を含む。)を遵守しないラブアン事業体は、課税対象利益に対して24%で課税される⁽⁹⁴⁾。これは2020賦課年度から適用される。

(2) 税務上の取扱

イ 商業活動

ある賦課年度⁽⁹⁵⁾の基準期間⁽⁹⁶⁾において、商業活動を行ったラブアン事業体は、当該賦課年度の課税対象利益に対して3%の税率で課税される⁽⁹⁷⁾。

ロ 非商業活動

ある賦課年度の基準期間において、非商業活動を行ったラブアン事業体は、当該賦課年度の非商業活動から得た利益に対して課税されない⁽⁹⁸⁾。非商業活動による利益は、主に投資収入(配当、利子、賃貸料)または投資資産(株式、不動産)の実現利益で構成される。

ハ 商業活動及び非商業活動の両方を行う場合

ラブアン事業体が商業活動及び非商業活動の両方を行う場合、商業活動を行うものとみなされる。したがって、当該賦課年度の課税

対象利益に対して3%が課税される⁽⁹⁹⁾。

ニ ロイヤルティ及び商業目的の知的財産権からの収入

上記イないしハに係る課税対象利益または利益に、ロイヤルティ及び商業目的の知的財産権からの収入は含まれない⁽¹⁰⁰⁾。

知的財産権とは、以下から生じる権利を意味する⁽¹⁰¹⁾。

- (イ) 特許
- (ロ) 実用新案及び発見
- (ハ) 著作権
- (ニ) 商標及びサービスマーク
- (ホ) 工業デザイン
- (ヘ) 集積回路のレイアウト設計
- (ト) 秘密のプロセス、方式、ノウハウ
- (フ) 地理的表示及び植物品種の保護ライセンス
- (リ) その他の類似の権利

これらの収入は、所得税法により当年度ベース⁽¹⁰²⁾で評価される⁽¹⁰³⁾。これは2019年1月1日から適用される。

(3) 所得税法に基づく課税

イ 選択

ラブアン事業活動を行うラブアン事業体は、LBATAの代わりに所得税法に基づく課税を選択できる。この選択は取り消すことができない⁽¹⁰⁴⁾。取消不可の選択を行ったラブアン事業体は、所得税法に基づき課税される。

ロ 選択の期限

取消不可の選択を行うラブアン事業体は、各賦課年度の基準期間開始日から3ヶ月以内（翌年3月31日まで）に税務長官に申請書（Form LE3）を提出する必要がある。2021年1月1日より、ラブアン事業体は税務長官に対して、3ヶ月以内に提出できない正当な理由を提示して、提出期限の延長を申請することができる。延長申請により、税務長官は所得税選択適用に係る申請書の提出期限の延長を認めることができる⁽¹⁰⁵⁾。

ハ 適用

以上のことから、ラブアン事業体に所得税法が適用されるのは以下の場合となる。

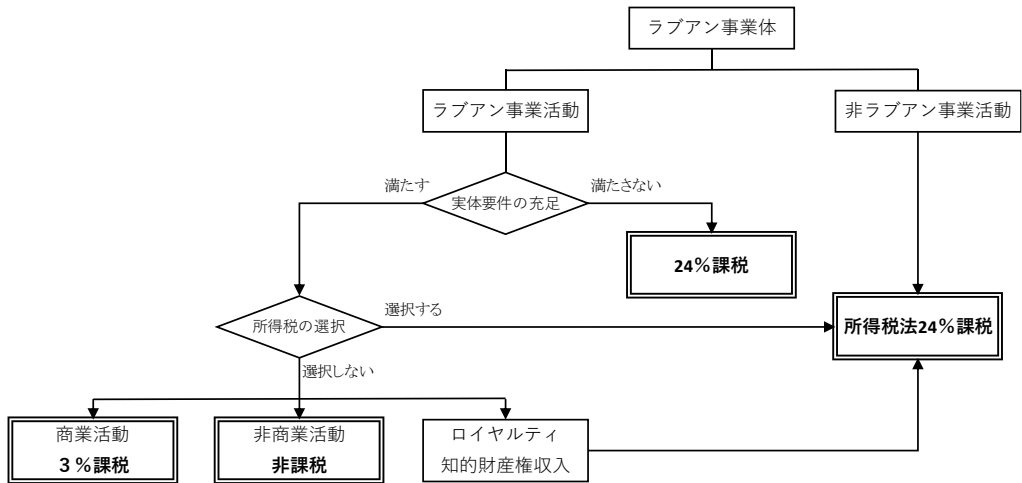
- (イ) ラブアン事業体が行うラブアン事業活動以外の活動
- (ロ) 取消不可の選択をしたラブアン事業体が行うラブアンの事業活動
- (ハ) ロイヤルティ収入及び商業目的の知的財産権からの収入

ニ 租税条約協定の特典

マレーシアは78の条約加盟国と租税条約協定を締結しており、その条約上の優遇措置はラブアン事業体にも適用される。ただし、日本、オランダ、英国、オーストラリア、スウェーデン、ルクセンブルグ、セーシェル共和国、チリ、インドネシア、南アフリカ、韓国、ドイツ、インド、スペイン、スイスなどの特定の国は、ラブアン事業体をマレーシアの一部として条約上の優遇措置を受けられない。

所得税法に基づく課税の取消不可の選択は、ラブアン事業体が租税条約締結国から租税条約に係る優遇措置を享受できるようにすることが目的である。

<LBATA 課税フローチャート>⁽¹⁰⁶⁾



(4) 居住者からラブアン事業体に対する支払に係る損金算入の制限

イ 損金算入の制限

前述のとおり、所得税法第 39 条(1)(r)項は、居住者からラブアン事業体に対する支払のう

ち、居住者が損金算入できる金額を一定の割合否認することを規定している。支払金額に対する損金算入の否認割合は次のとおりとなっている。

支払内容	支払金額に対する損金算入の否認割合	
	2019年1月1日 ⁽¹⁰⁷⁾	2021年1月1日 ⁽¹⁰⁸⁾
支払利息	33%	25%
リース料	33%	25%
その他	97%	97%

ロ 免除規則

免除規則⁽¹⁰⁹⁾により、居住者は、以下の場合の支払金額について、上記イの制限から免除される。

- (イ) 国際商品取引プログラム (Global Incentives for Trading programme) ⁽¹¹⁰⁾に基づき適格活動⁽¹¹¹⁾を行うラブアン事業体への支払
- (ロ) 所得税法に基づく課税を選択したラブアン事業体への支払
- (ハ) ラブアン事業活動を行うラブアン事業体への支払

上記(ハ)について、LBATA 別表に規定されていない事業体、または LBATA に基づくラ

ブアン事業活動以外の活動を行うラブアン事業体に対する居住者の支払金額に適用される。当該免除規則は 2019 年 1 月 1 日から適用され、上記(イ)及び(ロ)については、2019 賦課年度から 2025 賦課年度まで適用される。

(5) 税額控除

ラブアン事業体によるザカート⁽¹¹²⁾の支払は、ラブアンのイスラム宗教当局が発行した領収書によって証明され、LBATA に基づき計算された税金に対して税額控除が与えられる。ザカートの支払金額が当該税金を上回った場合、その税金は還付されない。また、次の賦課年度に繰り越すこともできない⁽¹¹³⁾。

(6) その他の優遇措置

イ 配当所得

ラブアン事業体は国内企業の株式を保有することができる。ラブアン事業体が国内法人から受領する配当所得は、一段階配当制度により免税となる。

ラブアン事業体が他のラブアン事業体または海外法人から受領する配当収入は、ラブアンの非商業活動に該当し、課税されない。

ロ 源泉所得税の免除

(イ) 利息

ラブアン事業体から居住者または非居住者⁽¹¹⁴⁾、もしくは他のラブアン事業体に支払われる利息は、源泉所得税が免除される⁽¹¹⁵⁾。

(ロ) ロイヤルティ

ラブアン事業体から非居住者または他のラブアン事業体に支払われるロイヤルティは、源泉徴収税が免除される⁽¹¹⁶⁾。

(ハ) 技術料またはマネジメント手数料

ラブアン事業体から非居住者または他のラブアン事業体に対して支払われる、サービス、助言または援助に係るマネジメント手数料は、源泉所得税が免除される⁽¹¹⁷⁾。

(ニ) リース事業

リース事業のライセンスを得たラブアン事業体から動産の使用による所得を非居住者が得た場合、その所得に課されるべき源泉徴収税が免除される⁽¹¹⁸⁾。

(ホ) 臨時所得

ラブアン事業体から非居住者に対して支払われる臨時所得は、源泉所得税が免除される⁽¹¹⁹⁾。

ハ ラブアン事業体の取締役

非居住者がラブアン事業体から受け取る役員報酬は、所得税が免除される⁽¹²⁰⁾。

(7) 税務行政

イ 申告書の提出

ラブアン事業体は、マレーシア内国歳入庁 (Inland Revenue Board of Malaysia。以下、「IRBM」という。) に以下の書類を提出する

必要がある。

(イ) LBATA に基づく法定申告書及び利益申告書

① 法定申告書 (実体要件への準拠)

- ・ Form LE4 : 商業活動を行うラブアン事業体
- ・ Form LE5 : 非商業活動を行うラブアン事業体

② 利益申告書 (知的財産権収入を除く)

- ・ Form LE1 : 商業活動を行うラブアン事業体、非商業活動を行うラブアン事業体 (2022 賦課年度以降)

(ロ) 所得税法に基づく知的財産権所得に関する所得税申告書

上記(イ)の法定申告書及び利益申告書は、事業年度に関係なく、賦課年度の開始から3ヶ月以内(賦課年度の3月31日以前)に行わなければならない⁽¹²¹⁾。2024 賦課年度(暦年2023年)については、2024年3月31日までに IRBM に税務申告書を提出する必要がある。税務長官は、ラブアン事業体からの申請により、申告期間の延長を認める権限を有する。

ロ 納税

ラブアン事業体は、賦課年度に係る法定申告書及び利益申告書の提出時に、税額を全額納付する必要がある⁽¹²²⁾。

ハ 査定通知書

IRBM は、ラブアン事業体から利益申告書を受領すると査定を行い、直接交付または郵送により査定通知書を送達する⁽¹²³⁾。

ニ 査定通知書に係る納税期限

査定通知書が送達された日から30日以内に納税義務が生じる。これは、所得税特別委員会 (Special Commissioners of Income Tax (以下、「SCIT」という。)) への不服申立の有無にかかわらない⁽¹²⁴⁾。

ホ 支払遅延ペナルティ

上記ニに係る税金が30日以内に納付され

ない場合、未納税金の10%に相当する金額がペナルティとして加算される。納付すべき税金とペナルティは、政府に対する債務として徴収される⁽¹²⁵⁾。

ヘ 納付義務と罰則

納税者が司法審査や SCIT への不服申立を通じてその合法性や有効性に不服申立てを行っていても、査定通知書や追加査定書に記載された税金は期限までに支払われる必要がある。納付すべき税額及び罰金は、政府とのいかなる係争にかかわらず、政府に対する債務と認識される⁽¹²⁶⁾。

ト 国別報告書 (Country-by-Country Reporting: CbCR)

OECD が 2015 年 10 月に公表した「BEPS 行動 13 に関する最終報告書」において、移転価格文書化に対する 3 階層アプローチの一部として国別報告書が導入された。移転価格文書化に対する 3 段階の標準化アプローチは、マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書により構成されており、企業のコンプライアンス・コストを考慮し、税務行政の透明性を高めることを目的としている⁽¹²⁷⁾。

マレーシアにおける国別報告書は、租税条約、税務情報交換協定及び相互行政支援協定の実効性を高めることを目的として運用される。ラブアンにおいても、2017 年 1 月 1 日から国別報告書が導入された⁽¹²⁸⁾。連結売上高 30 億リンギット以上の多国籍企業グループのうち、最終親会社または構成企業がラブアン事業体である場合に適用される。

国別報告書には、各国の関連会社の売上、税引前利益、納税額、資本金、留保利益、従業員数、有形資産等（現金同等物を除く。）の情報⁽¹²⁹⁾とともに、構成企業の税務上の居住地、法人登記上の本拠地、主な事業活動の内容が含まれる。

多国籍企業グループの最終親会社であるラブアン事業体に国別報告書を提出する義務があり、提出期限は事業年度の末日から 12 か

月以内に提出しなければならない。

国別報告書の不提出や虚偽報告が認められた場合、100 万リンギット以下の罰金または 2 年以下の禁錮刑、もしくはその両方が科される。

チ 租税条約のための居住

租税条約の優遇措置を享受するためには、ラブアン事業体は IRBM が発行する居住証明書を通じてマレーシアの税務上の居住ステータスを確認する必要がある。租税条約のメリットを享受するための居住ステータスは、マレーシアにおいて経営及び管理が行われていることに基づいている⁽¹³⁰⁾。

ラブアン事業体は以下の場合、マレーシアの居住者とみなされる。

(イ) 事業を営むラブアン事業体

その基準年度中に、その事業の経営及び管理がマレーシアで行われている。

(ロ) 投資活動を行うラブアン事業体

その基準年度中のいかなる時点においても、その事業の経営と管理が取締役、共同経営者、管財人またはその他の支配権者によってマレーシアで行われている。

(8) 税務調査

ラブアン事業活動は IRBM の税務調査の対象となる。IRBM は、調査対象者に対し、過少申告または無申告により生じた税務上の損失を是正するために、追加査定または適切な評価に基づく査定を行う権限を有する。

イ 時効

IRBM は、賦課年度終了後 5 年以内に、ラブアン事業体の課税対象利益に基づいて計算された申告税額が過少である場合や、申告書が提出されていない場合、追加査定や IRBM による最適な評価に基づく査定を行うことができる。移転価格に係る税務調査に関しては、賦課年度終了後 7 年以内に追加査定を行うことができる⁽¹³¹⁾。

ロ 不正行為、故意の不遵守、過失

税務調査において、ラブアン事業体が不正

行為、故意の不遵守、または税務申告における過失の行為を証明する有力な証拠がある場合、IRBMは、当該不正行為等に起因する税金の損失を是正するために、5年の期限を超えて追加査定の通知を発行する権利を有する⁽¹³²⁾。

ハ 不服申立の権利

査定通知書または追加査定通知書に異議があるラブアン事業体は、当該通知書から30日以内にSCITに不服申立をすることができる。不服申立の仕組みは、所得税と同じである⁽¹³³⁾。

ニ IRBMの権限

IRBMは、賦課年度に関する課税対象利益の正確性を確認するため、ラブアン事業体を含む関係者に対し、書面にて書類を提出するよう通告する権限を有するほか、税務調査のための公文書や施設への調査権限が付与されている。提出を通告できる書類は次のとおりとなっている⁽¹³⁴⁾。

- (イ) 特定の申告書、帳簿、口座、その他の書類及び情報
- (ロ) 銀行口座に関する明細書、対象者及び対象者親族の資産、収入源の明細、課税対象に関する事実が記載された明細書
- (ハ) 対象となる帳簿、口座、記録のマレー語または英語による翻訳

ホ 記録の保存

ラブアン事業体は、税務調査や強制調査を容易にするため、記録、帳簿、文書、申告書を賦課年度終了から7年間保存することが義務付けられている⁽¹³⁵⁾。

ヘ 違反と罰則

(イ) 情報提供の不履行

マレーシア政府が締結した租税条約、税務情報交換協定及び相互行政援助協定の取り決めを遵守するため、IRBMは書面による通告により、納税者に対して情報または明細の提出を求めることができる。合理的な理由なく通告に従わない場合、100万リンギット以下の罰金が科せられる⁽¹³⁶⁾。

(ロ) 申告書の不提出または通知への不履行

以下のいずれかに従わない者は、100万リンギット以下の罰金又は2年以下の禁固刑若しくはその両方が科される⁽¹³⁷⁾。

- ・ 商業活動を行うラブアン事業体による法定申告書及び利益申告書の不提出
- ・ 非商業活動を行うラブアン事業体による法定申告書及び利益申告書の不提出（利益申告書の不提出については2022賦課年度から適用。）
- ・ IRBMによる通告の送達から30日以内に上記ニの提出に従わなかった場合

(ハ) 不正確または虚偽の申告

故意または過失により、商業活動または非商業活動に関して不正確または虚偽の法定申告を行った者は、犯罪に問われる。

有罪判決を受けた場合、100万リンギット以下の罰金又は3年以下の禁固刑若しくはその両方が科される⁽¹³⁸⁾。

(ニ) 起訴

検察官は、訴追に関する事項に関して絶対的な権限を有する。LBATAに基づく犯罪の起訴は、検察官の書面による同意がなければ行われない⁽¹³⁹⁾。

(ホ) 罰則の和解

IRBMは、検察官の書面による同意を得たうえで、起訴の手續開始前に対象者との間で、上記(イ)及び(ロ)により科される罰金の50%を上限とした金銭の支払いによる和解を提案できる。

さらに、国別報告書やその他の租税条約規定の要件を満たしている者の違反についても、罰則の和解の対象となる。罰則の和解により、対象者は法廷で起訴されなくなるが、合意された期間内に支払いを行わなかった場合、検察官は当該対象者を告訴することができる。

ト 取締役からの税金徴収

ラブアン事業体の経営を委託された取締役は、所得税法及びLBATAの両方に基づく所得税を納付期限内に納付する法的義務を負う。

IRBM は、政府への罰金を含む未納税額を回収するため、ラブアン事業体及びその居住者である取締役に対し、裁判所において徴収のための税務訴訟を進行する。

取締役とは、会社の経営に携わる者を含む取締役の地位にある者または会社の普通株式を直接的または間接的に 20%以上所有する者をいう。

取締役の配偶者、親、子、兄弟、姉妹、パートナー、管財人、受益者の株式保有は、保有割合の計算上、取締役が保有しているものとみなされる。取締役の範囲は広く、関連性や因果関係が立証される限り、実質的な取締役も含まれる⁽¹⁴⁰⁾。

(9) その他の税制

ラブアン島、ランカウイ島、ティオマン島、パンコール島は、売上税法 (Sales Tax Act 2018) 及びサービス税法 (Service Tax Act 2018) の指定地域である。

イ 売上税

指定地域内及び指定地域間での製造品の販売には、石油、タバコ、タバコ製品を除き、売上税は課されない。指定地域からマレーシアへの製造品の輸入には、10%の売上税が適用される。

ロ サービス税

指定地域内または指定地域間での課税サービスの提供には、サービス税はかからない。以下の課税サービスが提供される場合、6%のサービス税が適用される⁽¹⁴¹⁾。

- (イ) マレーシア国内において、指定地域に主たる事業所を有する者が提供する場合
- (ロ) マレーシア国内に主たる事業所を有する者が指定地域で提供する場合

ハ 印紙税

ラブアン事業体は、以下の文書の作成に対する印紙税が免除される⁽¹⁴²⁾。

- (イ) ラブアンの事業活動に関連する全ての証書
- (ロ) ラブアン事業体の株式譲渡証書

- (ハ) ラブアン事業体の設立に関連する証書

4 税制改正の影響

(1) 実体要件の明確化までの経緯と効果

創設当初の LBATA は比較的シンプルな構造であったが、2019 年度における実体要件の導入や固定税額の廃止などの抜本的な改正により、当該税制は著しく複雑化した。その上、実体要件の制定に当たっては、2018 年 12 月及び 2020 年 12 月に当該要件を業種別に定めた規則⁽¹⁴³⁾が発出されるものの、「その他の商業活動」を行う業種の税務上の取扱について不確実である状況が続いた。2021 年 11 月 21 日に公布された新規則⁽¹⁴⁴⁾により、「その他の商業活動」に関する実体要件がようやく明確化された。

ラブアン金融庁は、2022 年に新設法人数が増加した要因として、各国の景気刺激策など経済対策を背景に、消費や投資意欲が高まったことが追い風となったことに加え、ラブアンで活動する事業体の税務取扱についての不確実性が低減し、税制上の優遇措置が安定的に享受できることが投資家に認識されたことも、一因であると分析している⁽¹⁴⁵⁾。

(2) 実質要件を満たさないラブアン事業体への課税に係る不利益

前述のとおり、2020 賦課年度より、実質要件を満たさないラブアン事業体に対しては、LBATA に基づき課税対象利益の 24%が課税されることとなった。この場合、次のような不利益が生じる可能性があると言及されている⁽¹⁴⁶⁾。

- ・ 国外源泉所得⁽¹⁴⁷⁾やキャピタル・ゲイン⁽¹⁴⁸⁾等は、所得税法においては免税だが、LBATA においては 24%で課税される。
- ・ 所得税には外国税額控除の規定があるが、LBATA には当該規定がない。

このため、マレーシア勅許租税協会 (Chartered Tax Institute of Malaysia : CTIM) からは、LBATA の適用により不利益

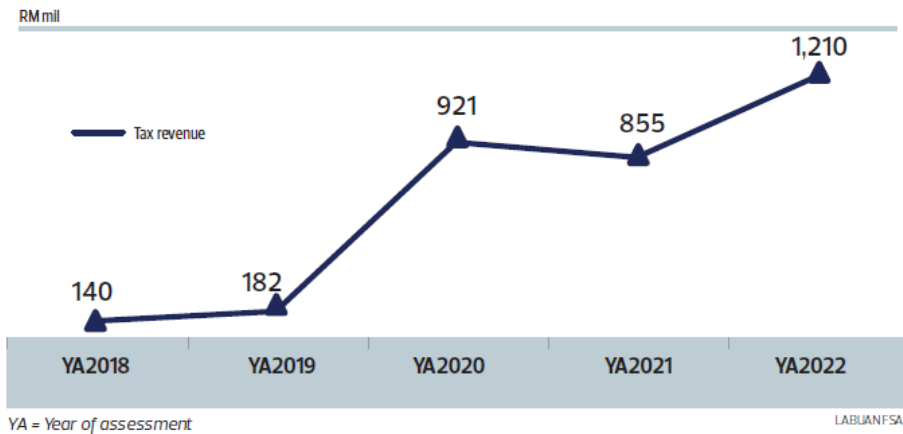
を被ることのないよう、上記に係る検討及び見直しを IRBM に対し要請した⁽¹⁴⁹⁾。

(3) マレーシアの財政収入の拡大に寄与

ラブアン IBFC からの税収は、2020 年度以降大幅に増加し、マレーシアの財政収入の拡大に寄与している。2022 年度におけるラブアン IBFC からの税収は 12 億リンギットを

超え、2018 年のラブアン IBCF の税収から 8.6 倍に拡大した。また、1990 年の LBATA 創設以降で最高の税収となった⁽¹⁵⁰⁾。税収が拡大した主な理由として、固定税率 20,000 リンギットの廃止が要因であるとラブアン IBFC は分析している。

<ラブアン IBFC の税収推移>⁽¹⁵¹⁾



IV 戦略的ロードマップの公表

2022 年 6 月 16 日、ラブアン金融庁は、アジアの経済成長を支える革新的で持続可能な国際金融センターに変革することを目的とした「戦略的ロードマップ 2022-2026」を公表した⁽¹⁵²⁾。

戦略的ロードマップでは、ラブアン IBFC のビジネス拡大と規制体系の高度化を図るべく、5 つの戦略的推進策と 2 つの組織的推進策が提示されている。これらの推進策は、複合的な目的と多岐にわたる関係者に効率よく対応するため、ビジネス、規制、組織の 3 つのテーマからなる戦略ストリームの中で体系化されており、それぞれのテーマにおいて施策の方向性が示されている。

1 ビジネスストリーム

➤ 戦略的推進策 1 : 市場イノベーションと活性化の促進

デジタルソリューションを通じてニッチで有望なビジネスセクターを活性化し、十分なサービスを受けていない未開拓市場のニーズに応えることで、市場のイノベーションと活気を高める。

➤ 戦略的推進策 2 : 市場の円滑化と認知度の促進

市場のエコシステムを改善し、ラブアン域内市場の相乗効果を促進し、ラブアン IBFC の認知度を高めるために主要ステークホルダーとの戦略的関係を強化することにより、市場の円滑化と認知度を促進する。

➤ 戦略的推進策 3 : マレーシアへの補完的役割強化

追加的な金融能力を提供し、マレーシアとアジアとの国際的な結びつきをさらに強化することにより、ラブアン IBFC のマレーシアに対する補完的な役割を強化する。

2 規制ストリーム

➤ 戦略的推進策4：関連性のある適切な規制の実施

国際基準に沿ったプルデンシャル規制・法的枠組みの継続的な拡大を通じて、適切かつ均衡のとれた規制を実施する。これにより、新たなリスクに対処し、金融センターの安定性と健全性を維持する。

➤ 戦略的推進策5：先制的な監督と執行

タイムリーな監視と市場懸念への対処を確実にするため、監督アプローチの近代化にデジタル技術を活用し、先制的な監督と執行を行う。

3 組織ストリーム

➤ 組織的推進策1：組織のデジタル化

ラバン金融庁の業務効率化と情報セキュリティ強化のため、部署間のデータ連携プラットフォーム構築、手作業プロセスの自動化、サイバーリスク管理の高度化といったデジタル化施策を講じる。

➤ 組織的推進策2：内部人材と能力の育成

デジタル金融サービスに関するスキルとノウハウを開発・習得し、重要な戦略的ポジションに就く将来のリーダーを育成する。

V 国際的な税制改革 (BEPS2.0) のラバンへの影響

1 GloBE ルールの概要

マレーシアは2024年国家予算案において、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」により合意された第2の柱のグローバル税源浸食防止ルール (Global Anti-Base Erosion Rule、以下「GloBE ルール」という。) に基づくグローバル・ミニマム課税を2025年に導入することを公表した⁽¹⁵³⁾。

GloBE ルールは、最終親会社等の連結財務諸表上の年間総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上の多国籍企業グループを対象にした最低限の税負担を確保するための国際的

な税制改革の一環で、各国・地域の実効税率が15%の課税を確保することを目的とする⁽¹⁵⁴⁾。

GloBE ルールの下では、多国籍企業の各法域における実効税率が15%を下回る場合、その差額を埋めるための追加の税金が課される。この追加の税金はトップアップ税と呼ばれ、多国籍トップアップ税 (Multinational Top-Up Tax : MTT) や国内トップアップ税 (Domestic Top-Up Tax : DTT) など、いくつかの仕組みを通じて徴収される⁽¹⁵⁵⁾。また、マレーシア財務省は、GloBE ルールを補完し、マレーシアの経済活動から生じる税収を確保するために、適格国内ミニマム課税 (Qualified Domestic Minimum Top-up Tax : QDMTT) という国内法上の措置の導入を検討している⁽¹⁵⁶⁾。QDMTT は、GloBE ルールと同様の方法で超過利益を計算し、その超過利益に対して最低税率 (15%) を適用する措置である⁽¹⁵⁷⁾。

2 ラバンへの影響

BEPS2.0 のラバンへの影響について次のとおり想定されている⁽¹⁵⁸⁾。

(1) 中小企業グループへの限定的な影響

第二の柱は、通常、最終親会社等の連結財務諸表上の総収入金額が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループ (以下「対象多国籍企業グループ」という。) にのみ影響を与える。ラバン事業体のうち、対象多国籍企業グループに該当するのは10社のみと見込まれている⁽¹⁵⁹⁾。したがって、中小企業に分類されるラバン事業体への影響は限定的であると分析している。

(2) 純粋持株会社への除外規定の適用

配当所得及び株式譲渡益は、実効税率の計算に使用される第二の柱の所得から除外される。したがって、子会社株式を保有する資産保有会社は、対象多国籍企業グループであったとしても、影響を受けない可能性がある。

(3) トップアップ税の回避可能性

ラブアン事業体は他のマレーシア法人と連結して実効税率を計算するため、グループ内のマレーシア法人の税負担（通常、所得税は24%で課税。）によってはトップアップ税を回避する可能性がある。ただし、個別の状況分析が必要となる。

3 今後の展望

ラブアン金融庁のニク・ディン(Nik Din)長官は、現地メディアのインタビューにおいて

今後の展望を述べている。それによると、将来的に最終親会社等の連結財務諸表上の総収入金額の閾値が引き下げられた場合、影響を受けるラブアン事業体の数は増えると見込まれている。ラブアンは税率のみで競争力を保てなくなることを想定し、サービス品質や製品、規制など税制以外の要素で魅力を高める必要があるとしている⁽¹⁶⁰⁾。

⁽¹⁾ Department of Statistics Malaysia, “Federal Territory of Labuan”

(https://v1.dosm.gov.my/v1/index.php?r=column/cone&menu_id=NmZ4RUtKY3ZPbIVWZ0VqeXk5SEg1dz09) (2024年2月29日最終閲覧)。

⁽²⁾ Jabatan Wilayah Persekutuan, “Labuan Map & Guide”

(<https://www.jwp.gov.my/storage/article/Labuan-Map-&-Guide.pdf>) (2024年2月29日最終閲覧)。

⁽³⁾ 2010年2月11日、ラブアン有限責任パートナーシップ法 (Labuan Limited Partnerships and Limited Liability Partnerships Act 2010)、ラブアン財団法 (Labuan Foundations Act 2010)、ラブアン・イスラム金融サービス・証券法 (Labuan Islamic Financial Services and Securities Act 2010)、ラブアン金融サービス・証券法 (Labuan Financial Services and Securities Act 2010) が制定された。なお、ラブアン金融サービス・証券法の設立により、Labuan Trust Companies Act 1990、Offshore Banking Act 1990、Offshore Insurance Act 1990、Labuan Offshore Limited Partnerships Act 1997)、Labuan Offshore Securities Industry Act 1998 は廃止された。

⁽⁴⁾ Labuan Offshore Business Activity Tax (Amendment) Act 2010 (LOBATA) が Labuan Business Activity Tax Act 1990 (LBATA) に、Labuan Offshore Trusts (Amendment) Act 2010 が Labuan Trusts Act 1996 に、Offshore Companies (Amendment) Act 2010 が Labuan Companies Act 1990 (ラブアン会社法) に改正された。

⁽⁵⁾ Labuan FSA, “Strategic Roadmap 2022-2026” p.6.

(2022, https://www.labuanfsa.gov.my/clients/asset_120A5FB8-61B6-45E8-93F0-3F79F86455C8/contentms/img/documents/general_info/publications/Other%20Publications/2022/Labuan%20IBFC%20Strategic%20Roadmap%2022-26_16062022.pdf) (最終閲覧 2024年2月29日)

⁽⁶⁾ *Ibid.*

⁽⁷⁾ 1996年設立当初は、ラブアンオフショア金融庁 (Labuan offshore Financial Services Authority) であったが、2008年1月にラブアン金融庁に改称された。

⁽⁸⁾ Labuan FSA, “The Regulator”

(<https://www.labuanfsa.gov.my/about-labuan-fsa/the-regulator>) (2024年2月29日最終閲覧)。

⁽⁹⁾ Labuan Trust Companies Act 1990、Offshore Banking Act 1990、Offshore Insurance Act 1990 (2010年に新法であるラブアン金融サービス証券法 (Labuan Financial Services and Securities Act 2010) により廃止された) に基づきライセンスが付与された事業体をいう。現在、ライセンス会社は主に、銀行、保険、金融仲介業者(信託会社、運用会社、投資銀行等)、リース、財団等の事業がある。

⁽¹⁰⁾ ラブアン会社法 (旧 Offshore Companies (Amendment) Act 2010) に基づき設立された法人をいう。

⁽¹¹⁾ *See supra* note (5), p.7.

⁽¹²⁾ Labuan FSA. (2023). “MARKET REPORT 2022” pp.4-6.

⁽¹³⁾ *Ibid.*, p.5.

(14) *See supra* note (5), p.8.

(15) *See supra* note (12), pp.18-26.

(16) デジタルバンキング事業(4件)、取引所(3件)、デジタル通貨取引プラットフォーム(11件)、クレジット・トークン事業(5件)、電子決済システム(6件)。

See supra note (12), p.46.

(17) *See supra* note (10), pp.45-47.

(18) *Ibid.*, p.25.

(19) *Ibid.*, p.46.

(20) Labuan FSA, “Incorporation and Registration Procedures”

(<https://www.labuanfsa.gov.my/areas-of-business/labuan-structures/labuan-companies/incorporation-and-registration-procedures>)

(2024年2月29日最終閲覧)。

(21) Labuan FSA, “List of Labuan Trust Companies”

(<https://www.labuanfsa.gov.my/areas-of-business/labuan-service-providers/trust-companies-and-ancillary-services/list-of-labuan-trust-companies>)

(2024年2月29日最終閲覧)。

(22) Labuan FSA, “Incorporation and Registration Procedures”

(<https://www.labuanfsa.gov.my/areas-of-business/labuan-structures/labuan-companies/incorporation-and-registration-procedures>)

(2024年2月29日最終閲覧)に基づき作成した。

(23) ラブアン事業体は、2010年の税制改正(Labuan Offshore Business Activity Tax (Amendment) Act 2010)に追加された定義で、ラブアンで設立される法人格や信託などの事業体の総称である。具体的には、当該税法の別表に規定されている(後述3(1)イ)。

(24) ラブアン税制については、K. Sandra Segaran. (2023). “MALAYSIA MASTER TAX GUIDE 2023” Wolters Kluwer、Choong Kwai Fatt. (2022). “ADVANCED MALAYSIAN TAXATION” Info Worldを基に作成した。

(25) LBATAにおける「ラブアン事業活動(Labuan business activity)」と同義。

(26) LBATAにおける「ラブアン事業体(Labuan entity)」と同義。

(27) LBATAにおける「商業活動(Labuan Trading Activity)」と同義。

(28) LBATAにおける「非商業活動(Labuan Non-

Trading Activity)」と同義。

(29) “Offshore business activity ” means an offshore trading or an offshore non-trading activity carried on in or from Labuan in a currency other than the Malaysian currency by an offshore company, but does not include shipping and petroleum operations. (Labuan Offshore Business Activity Tax Act 1990, s2)

(30) LOBATAにおける居住者の定義は、①自然人の場合は、マレーシアの国民または永住者、②その他の者の場合は、マレーシアにおいて事業所を設立し事業を行っている者、③外国為替管理法(Exchange Control Act, 1953, s43(2))の規定に基づき居住者と見なされた者を指す(LOBATA, s2(1))。2020賦課年度以降はLBATA s3Bに再定義される(後述3(7)チ)。なお、所得税法における居住者の定義とは異なる。

(31) 海外銀行事業については、Offshore Banking Act 1990, s20(2)で認められている場合に、保険事業については、国内保険事業の再保険の業務を行う場合に、マレーシア通貨による取引を行うことができた(LOBATA, s2.)。

(32) 現在のラブアン会社法をいう。

(33) LOBATA, s2(1).

(34) *Ibid.*

(35) *Ibid.*, s4(1).

(36) *Ibid.*, s7.

(37) *Ibid.*, s8.

(38) *Ibid.*, s2(1).

(39) *Ibid.*, s9.

(40) *Ibid.*, s2.

(41) *Ibid.*, s2(3).

(42) Labuan Offshore Business Activity Tax (Amendment) Act 1992.

(43) Finance Act (No.2) 1998.

(44) K. Sandra Segaran., op.cit., p.893.

(45) Finance Act 1996.

(46) *See supra* note (36).

(47) K. Sandra Segaran., op. cit., p.894.

(48) 併せて「認可を受けたマレーシアのラブアン銀行」の定義が追加され、オフショア銀行法により規定されているマレーシアの銀行の事務所をいう。

(49) Finance Act (No.2) 2002.

(50) Finance Act 2007.

(51) Labuan Offshore Business Activity Tax

(Amendment) ACT 2010.

(52) Finance Act 2017.

(53) Labuan Business Activity Tax (Amendment) (No.2) Act 2017.

(54) Income Tax (Exemption) (No.13) Order 1991.

(55) Income Tax (Exemption) (No.2) Order 1997, (No.12) Order 2000, (No.6) Order 2007.

(56) Income Tax (Exemption) (No.6) Order 2011.

(57) Income Tax (Exemption) (No.20) Order 1990, (No.15) Order 1991, (No.40) Order 1997, (No.11) Order 2000, (No.7) Order 2007.

(58) Income Tax (Exemption) (No.13) Order 2000, (No.21) Order 2004, (No.4) Order 2007.

(59) 併設事務所とは、ラブアン金融庁が承認したラブアン事業体の事務所、ラブアン事業体から割り当てられた機能を実行するためにマレーシアの他の地域で営業する事務所をいう。

(60) マーケティングオフィスとは、ラブアン金融庁が承認したラブアン事業体のマーケティングオフィスで、ラブアン事業体に代わって取引活動を行う場合を除き、顧客との面談を促進し、潜在的な顧客とのコンタクトを確立するためにマレーシアの他の地域に所在するものをいう。

(61) Income Tax (Exemption) (No.8) Order 2011.

(62) Income Tax (Exemption) (No.45) Order 2000, (No.22) Order 2004, (No.5) Order 2007

(63) Income Tax (Exemption) (No.9) Order 2011.

(64) ここでいう 2019 年度税制改正には、Finance Act 2018、Labuan Business Activity Tax (Amendment) Act 2020、Finance Act 2020、Finance Act 2021 による税制改正を含む。

(65) OECD.(2019). “Harmful Tax Practices- 2018 Progress Report on Preferential Regimes: Inclusive Framework on BEPS: Action 5” pp.22-31.

(66) Finance Act 2018.

(67) *Ibid.*

(68) Labuan Business Activity Tax (Exemption) Order 2020.

(69) Finance Act 2020.

(70) Labuan Business Activity Tax (Amendment) Act 2020.

(71) *See supra* note (66).

(72) *Ibid.*

(73) Finance Act 2021.

(74) *See supra* note (66), *Ibid.*

(75) *See supra* note (66).

(76) Income Tax (Deductions Not Allowed for Payment Made to Labuan Company by Resident) Rules 2018.

(77) Income Tax (Deductions Not Allowed for Payment Made to Labuan Company by Resident) Rules 2018 (Amendment) 2020.

(78) *See supra* note (66).

(79) LBATA, s3.

(80) *Ibid.*, s2(3).

(81) *Ibid.*, s2B, Schedule.

(82) マレーシア国外で設立された外国企業は、ラブアン金融庁に申請し、ラブアン会社法に基づき設立されたものとして、ラブアンで継続登録されることができる。この登録は、国外の法律により認可されている場合にのみ承認される。

(83) *See supra* note (79), s2.

(84) *Ibid.*

(85) ラブアンに所在するその他の資産への投資とは、ラブアンに所在する不動産の保有をいい、非商業活動の範囲内であることを示す。ラブアン域外にあるその他の不動産の保有は、商業活動に該当する。例えば、ラブアン域外の不動産投資活動による賃貸収入は、ラブアンの商業活動に該当する。

Choong Kwai Fatt. (2022). “ADVANCED MALAYSIAN TAXATION” Info World. p.597.

(86) *See supra* note (83).

(87) *Ibid.*, s2B(1).

(88) Labuan Business Activity Tax

(Requirements for Labuan Business Activity) Regulations 2021.

(89) Labuan FSA. (2019). “Labuan investment committee LIC Pronouncement 1-2019”

(90) Choong Kwai Fatt. (2022). “ADVANCED MALAYSIAN TAXATION” Info World. p.602.

(91) Labuan FSA.(2020).“LIC Pronouncement 3-2020”

(92) Labuan Business Activity Tax (Exemption) Order 2020.

(93) *See supra* note (87).

(94) *Ibid.*, s2B(1A).

(95) 暦年（1月1日から12月31日）。

(96) ある賦課年度に関する基準期間とは、その賦課年度の直前の暦年で終了する会計期間または期間を意味する。例えば、2024 賦課年度では、2023

年1月1日～2023年12月31日を基準期間とする。ラブアン事業体は前年度ベースで評価されるのに対し、所得税法に基づき評価されるラブアン事業体は当年度ベースとなる。なお、2024年国家予算案において、2025年賦課年度から当年度ベースの評価に改正すると公表された。

- (97) *See supra* note (79), s4(1), (2).
 (98) *Ibid.*, s9(1), (2).
 (99) *Ibid.*, s2(2).
 (100) *Ibid.*, s4(3), s9(2).
 (101) *Ibid.*, s4(5).
 (102) 前掲注(96)を参照。
 (103) *See supra* note (79), s4(4), s9(3).
 (104) *Ibid.*, s3A.
 (105) *Ibid.*, 3A(2).
 (106) Choong Kwai Fatt., *op. cit.*, p.618に基づき作成した。
 (107) *See supra* note (76).
 (108) *See supra* note (77).
 (109) Income Tax (Exemption) (No. 11) Order 2021.
 (110) 国際商品取引プログラムとは、ラブアン国際商品取引会社がマレーシアを国際取引拠点として適格活動を行うためのインセンティブのプログラムをいう。また、「ラブアン国際商品取引会社」とは、以下のようなラブアン法人を意味する。(a) ラブアン会社法に基づき設立または登録されている、(b) ラブアン金融サービス・証券法第92項に基づき認可されている、(c) ラブアンに登記事務所を置くが、マレーシアのどこにでも営業所を置くことができる、(d) 国際商品取引プログラムの下で適格な活動を行う。
 (111) 「適格活動」とは、液化天然ガスを含む石油および石油関連製品、鉱物、農産物、精製原料、化学品、基底鉱物に関する現物商品および関連デリバティブ商品の取引をいう。
 (112) ザカート(zakat)は、イスラム教の五行の一つで、困窮者を助けるための義務的な喜捨を指す。
 (113) *See supra* note (79), s8A.
 (114) 銀行金融機関法 (Banking and Financial Institutions Act, 1989)、イスラム銀行法 (Islamic Banking Act 1983)、保険法 (Insurance Act 1996)、タカフル法 (Takaful Act 1984) に基づいて事業を営む免許を受けた者を除く。
 (115) Income Tax (Exemption)(No.22) Order 2007.
 (116) *Ibid.*
 (117) *Ibid.*

- (118) Income Tax (Exemption)(No.2) Order 1998.
 (119) Income Tax (Exemption)(No.4) Order 2012.
 (120) この免除は2011年に施行された規定で、2021年賦課年度から2025年賦課年度まで延長された。
 Income Tax (Exemption No.7) Order 2011,
 Income Tax (Exemption) (No.7) (Amendment) Order 2021.
 (121) *See supra* note (79), s5, s10.
 (122) *Ibid.*, s11.
 (123) *Ibid.*, s6B(1).
 (124) *Ibid.*, s13A(1).
 (125) *Ibid.*, s13A(2).
 (126) *Ibid.*, s13B.
 (127) IRBM, “Country-by-Country Reporting (CbCR)” (<https://www.hasil.gov.my/en/international/automatic-exchange-of-information-aeoi/country-by-country-reporting-cbcr/>) (2024年2月29日最終閲覧)。
 (128) Labuan Business Activity Tax (Country-by-Country Reporting) Regulations 2017.
 (129) マレーシアリンギットで表示されなければならない。
 (130) *See supra* note (79), s3B.
 (131) *Ibid.*, s6(2), (3).
 (132) *Ibid.*, s6(4).
 (133) *Ibid.*, s6D.
 (134) *Ibid.*, s22B, 22C, 22D.
 (135) *Ibid.*, s22E.
 (136) *Ibid.*, s22.
 (137) *Ibid.*, s23.
 (138) *Ibid.*, s25.
 (139) *Ibid.*, s22F.
 (140) *Ibid.*, s16A.
 (141) 2024年3月1日からサービス税の税率は6%から8%に引き上げられる。物流、仲介業務、カラオケ等が新たに課税対象と一方で、外食、通信費、駐車場等は引上げの対象外となる。
 (142) Stamp Duty (Exemption)(No.3) Order 2012.
 (143) Labuan Business Activity Tax (Requirements for Labuan Business Activity) Regulations 2018, Labuan Business Activity Tax (Requirements for Labuan Business Activity) 2018 (Amendment) Regulations 2020.
 (144) Labuan Business Activity Tax (Requirements for Labuan Business Activity) Regulations 2021.

⁽¹⁴⁵⁾ See *supra* note (12).

⁽¹⁴⁶⁾ Chartered Tax Institute of Malaysia. “MEMORANDUM ON ISSUERS ARISING FROM LABUAN BUSINESS ACTIVITY TAX (AMENDMENT) BILL 2019” p.6. (https://phl.hasil.gov.my/pdf/pdfam/CTIM_Memorandum_on_Issues_Arising_from_LBAT_Amendment_Bill_2019_18122019.pdf) (2024年2月29日最終閲覧)。

⁽¹⁴⁷⁾ 2022年度税制改正により、2022年1月1日以降、居住者がマレーシア国内で受領した国外源泉所得は課税されることになった。ただし、2022年1月1日から2026年12月31日までの5年間、個人（パートナーシップを除く）の居住者が受け取る全ての種類の国外源泉所得について免除される。

⁽¹⁴⁸⁾ マレーシアでは、不動産譲渡を除くキャピタル・ゲインについては原則的に非課税であったところ、2024年3月1日から、法人等がマレーシアで設立された未上場会社の株式の譲渡により得た譲渡益に対して10%の税率で課税されることとなった。

⁽¹⁴⁹⁾ IRBMは要請に対し、本改正はラブアン事業体の運営上の問題に対処するために行われたものであり、ラブアン金融庁からの要望であったとの回答に留めている。

⁽¹⁵⁰⁾ Ministry of Finance, “Labuan IBFC contributes more than RM1 bln to fiscal revenue in 2022 – Steven Sim”

(<https://www.mof.gov.my/portal/en/news/press-citations/labuan-ibfc-contributes-more-than-rm1-bln-to-fiscal-revenue-in-2022-steven-sim>)

(2024年2月29日最終閲覧)。

⁽¹⁵¹⁾ Labuan FSA. (2023). “Labuan IBFC on an upward trajectory after slow start” (https://www.labuanfsa.gov.my/clients/asset_120A5FB8-61B6-45E8-93F0-3F79F86455C8/contentms/img/documents/general_info/publications/Other%20Publications/2023/Labuan%20IBFC%20Special%20Report_The%20Edge_15092023.pdf) (最終閲覧 2024年2月29日)

⁽¹⁵²⁾ See *supra* note (5).

⁽¹⁵³⁾ IRBM, “What is Malaysia’s position on GloBE Rules?” (<https://www.hasil.gov.my/en/international/>

[globe-rules/what-is-malaysia-s-position-on-globe-rules/](https://www.hasil.gov.my/en/international/globe-rules/what-is-malaysia-s-position-on-globe-rules/)) (最終閲覧 2024年2月29日)

⁽¹⁵⁴⁾ IRBM, “To whom the GloBE Rules apply to?” (<https://www.hasil.gov.my/en/international/globe-rules/to-whom-the-globe-rules-apply-to/>) (最終閲覧 2024年2月29日)

⁽¹⁵⁵⁾ IRBM, “What is Top-up Tax?” (<https://www.hasil.gov.my/en/international/globe-rules/what-is-top-up-tax/>) (最終閲覧 2024年2月29日)

⁽¹⁵⁶⁾ MOF.(2022). “THE IMPLEMENTATION OF GLOBE RULES IN MALAYSIA”

⁽¹⁵⁷⁾ IRBM, “What is QDMTT?” (<https://www.hasil.gov.my/en/international/globe-rules/what-is-qdmtt/>) (最終閲覧 2024年2月29日)。

⁽¹⁵⁸⁾ Anil Kumar Puri. “Recent global tax developments and their implications to Malaysia, including Labuan IBFC”. Labuan IBFC.

(2023, <https://www.labuanibfc.com/resources-events/publications/featured-articles/recent-global-tax-developments-and-their-implications-to-malaysia-including-labuan-ibfc>) (最終閲覧 2024年2月29日)。

⁽¹⁵⁹⁾ See *supra* note (151).

⁽¹⁶⁰⁾ *Ibid.*